

全国食品衛生関係主管課長会議資料

消費者庁食品表示課
平成24年 2 月22日

食品衛生法に基づく表示について

1. 乳児用食品に係る表示基準の設定について（参考資料：別添1）

消費者庁では、厚生労働省における食品中の放射性物質に係る規格基準の設定に関連して、現在、乳児用食品の表示基準の策定を進めているところです。

本表示基準は、本年4月中を目途に公布・施行予定であり、現在パブリックコメント（平成24年1月27日から同年2月26日まで）を行っているところですが、各都道府県等におかれましては、本表示基準の公布・施行に当たり事業者及び消費者等に対する本表示基準の周知方よろしくをお願いします。

<表示基準（案）概要>

① 具体的な表示例

「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格が適用される食品です。」

（若しくは「乳児用規格適用食品」や「乳児用規格適用」）

② 省略規定（表示が省略できる食品例）

表示の目的が乳児用食品を判別することにあるので、商品に付されている表示等から、当該商品が乳児用食品の規格が適用される食品であることが明らかなものについては、上記①の表示を省略することができることとする。

- ・「（特別用途食品の）乳児用調製粉乳」との表示が付されている食品
- ・「〇ヶ月齢から」との表示が付されている食品
- ・「ベビーフード」との表示が付されている食品
- ・その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品（例：調整粉乳（フォローアップミルクなど）、特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品）

③ 紛らわしい表示の禁止

乳児用食品の規格が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

2. 生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果について（参考資料：別添2）

昨年10月に施行された生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果を取りまとめ、先日公表したところですが、生食用食肉を取り扱っている施設のうち表示基準不適合施設が9割を超える（401施設/433施設）という深刻な状況でした。

これらの表示基準不適合施設に対しては、既に各都道府県等により生食用食肉の取扱い中止の指導が行われておりますが、さらに、以下に留意の上、引き続き表示基準に係る監視指導を徹底し、生食用食肉による食中毒の再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

<要請事項>

- ① 表示基準の不適合施設等における表示基準に係る監視指導を徹底すること
- ② 上記①の監視指導にもかかわらず表示基準不適合の施設等に対しては、食品衛生法第55条の規定に基づく営業の許可の一部停止、禁止、許可の取り消し等の行政措置を講じること
- ③ 表示基準に係る悪質な事案については、その悪質性、広域性等を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講じること

News Release

平成 24 年 1 月 27 日
消 費 者 庁

乳児用食品に係る表示基準の設定に関する御意見募集

1 意見募集対象

乳児用食品に係る表示基準（案）（食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令及び食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部改正（案））

2 改正の趣旨等

厚生労働省では、食品中の放射性物質に関して、現在の暫定規制値に代わる新たな基準値を食品衛生法に基づく規格基準として設定することを予定していますが、新たな基準値案では、乳児用食品に一般食品より低い基準値を適用することとしています。

厚生労働省では、乳児用食品を「①健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの、②乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」としています。

（参考）乳児用食品の範囲（厚生労働省の審議会資料による）

- ① 健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの
 - ・ 乳児用調製粉乳
- ② 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
 - ・ 乳幼児を対象とした調製粉乳（フォローアップミルク等の粉ミルクを含む）
 - ・ 乳幼児用食品（おやつ等）
 - ・ ベビーフード
 - ・ 乳幼児向け飲料（飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用）
 - ・ その他（服薬補助ゼリー、栄養食品等）

このうち②については、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができません。

このため、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別したうえで商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を設定することを予定しています。（別添新旧対照表及び参考資料参照）

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、内閣府令の一部改正の際の参考とさせていただきます。

3 改正の概要

1. 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示

乳児用食品の規格基準が適用される食品には、その旨を表示することとする。

具体的な表示例については、以下のものが考えられる。

- ・「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」
- ・「乳児用規格適用食品」
- ・「乳児用規格適用」

2. 省略規定

表示の目的が乳児用食品を判別することにあるので、商品に付されている表示等から、当該商品が乳児用食品の規格基準が適用される食品であることが明らかなものについては、1. の表示を省略できることとする。

省略できる場合の具体例については、以下のものが考えられる。

- ・「（特別用途食品の）乳児用調製粉乳」との表示が付されている食品
特別用途食品の乳児用調製粉乳には、「乳児用調製粉乳」と表示されており、また、許可マークに「乳児用食品」と表示することとされている。
- ・「〇ヶ月齢から」との表示が付されている食品
乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されており乳児向けと判別できると考えられる。
- ・「ベビーフード」との表示が付されている食品
ベビーフードという用語が一般的に乳児向けと認知されていると考えられる。
- ・その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品
(例)
 - ・調製粉乳（フォローアップミルクなど）
乳等省令において、「生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。」と定義されており、また、該当の商品は「調製粉乳」と表示することとされている。
 - ・特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品
これら商品には、「母乳代替食品」といった表示が付されており、乳児向けと判別できると考えられる。

3. 紛らわしい表示の禁止

乳児用食品の規格基準が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

4 意見募集期間

平成24年1月27日（金）から平成24年2月26日（日）まで（必着）

5 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) FAX
- (3) 電子メール

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【1】タイトル（「乳児用食品に係る表示基準の設定について」と記入してください。）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）任意
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス（お持ちの場合）
- 【7】御意見

6 意見提出先

住 所：〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 5階

消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

F A X：03-3507-9292

E-MAIL：i.shokuhin@caa.go.jp

7 注意事項

- ファックスでお送りいただく場合には、表題を「乳児用食品に係る表示基準の設定について」としてください。
- 郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。
- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。

- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）一部改正（案） 新旧対照表
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。 一 十四（略） 2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。 一 四十四（略） 四十五 法第十一条第一項の規定に基づき定められた乳児用食品の規格が適用される食品（以下「乳児用規格適用食品」という。）にあつては、乳児用規格適用食品である旨 3 7（略） 8 乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 第二條 第十九条（略） 第二十條 第一条第二項の規定にかかわらず、乳児用規格適用食品であつて、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。 別表第一 第六（略）	第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。 一 十四（略） 2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。 一 四十四（略） 3 7（略） 第二條 第十九条（略） 別表第一 第六（略）

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）一部改正（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準、保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）及び乳児用規格適用食品（表示基準府令第一条第二項第四十五号に規定する乳児用規格適用食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。 第二条、第三条（略）	（趣旨） 第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準及び保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。 第二条、第三条（略）

乳児用食品の規格が適用される食品に対する表示

具体的な表示例

- 本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格が適用される食品です。
- 乳児用規格適用食品 ●乳児用規格適用

表示が省略できる食品例	表示を省略できる理由
 ①(特別用途食品の)乳児用調製粉乳との表示が付されている食品	特別用途食品の乳児用調製粉乳には、「乳児用調製粉乳」と表示されており、また、許可マークに「乳児用食品」と表示することとされているため。
 ②「〇ヶ月齢から」との表示が付されている食品	乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されており乳児向けと判別できると考えられるため。
 ③「ベビーフード」との表示が付されている食品	ベビーフードという用語が一般的に乳児向けと認知されていると考えられるため。
 ④その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品 (例) 調製粉乳(フォローアップミルクなど)、 特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品	【調製粉乳(フォローアップミルクなど)】 乳等省令において、「生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。」と定義されており、また、当該商品は「調製粉乳」と表示することとされているため。 【特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品】 これらの商品には、「母乳代替食品」といった表示がされており、乳児向けと判別できると考えられるため。

省略規定

(注1)省略規定:表示の目的が乳児用の食品を判別することにあるので、商品に付されている表示等から、当該商品が乳児用食品の規格が適用される食品であることが明らかなものについては、上記「具体的な表示例」の表示を省略することができることとする。

(注2)紛らわしい表示の禁止:乳幼児食品の規格が適用されない食品に、乳児用の食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

乳児用の食品の具体的な表示例

「本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格が適用される食品です。」と表示

ソフトせんべい



名 称	米菓
原 材 料 名	うるち米(国産)、植物油脂、でん粉、食塩、ごま、・・・
内 容 量	〇〇g
賞 味 期 限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保 存 方 法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です。

「乳児用規格適用食品」と表示



名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご、野菜(にんじん、トマト、アスパラガス、赤ピーマン、黄ピーマン、かぼちゃ、ほうれんそう)、・・・
内 容 量	〇〇〇g
賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

「乳児用規格適用」と表示



名 称	清涼飲料水
原材料名	エリスリトール、還元麦芽糖水あめ、ココアパウダー、寒天、ゲル化剤(増粘多糖類)、・・・
内 容 量	〇〇〇g
賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

乳児用の食品の表示例（省略規定①）

省略規定① 特別用途食品の乳児用調製粉乳には、「乳児用調製粉乳」と表示されており、また、許可マークに「乳児用食品」と表示することとされているため。



種 類 別	調製粉乳	
主 要 混 合 物	乳又は乳製品以外の乳成分（乳糖、乳清たんぱく質、カゼイン）	30.3%
	乳脂肪以外の脂肪（パーム核油、パーム油、大豆油、精製魚油）	21.4%
	乳糖以外の糖（デキストリン）	12.8%
原 材 料 名	乳糖、調整脂肪（パーム油、レシチン（大豆由来）、炭酸カルシウム、塩化マグネシウム、塩化カルシウム、パーム核油、サフラワー油、ヒマワリ油、エゴマ油）、乳清たんぱく質消化物、デキストリン、・・・・・・	
内 容 量	〇〇〇 g	
賞 味 期 限	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
保 存 方 法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存	
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	

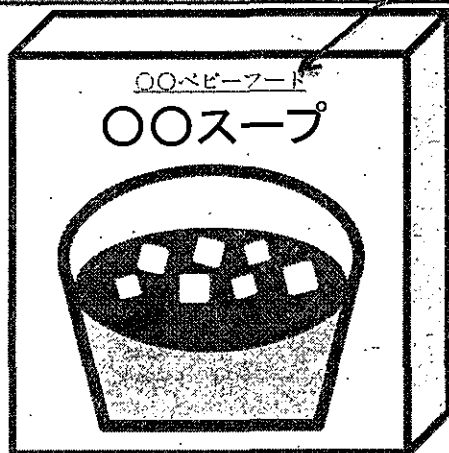
省略規定② 乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されており乳児向けと判別できると考えられるため。



名 称	ビスケット	
原材料名	小麦粉、砂糖、マーガリン、ショートニング、全粉乳、ココアバター、カカオマス、植物油脂、食塩、・・・・・・	
内 容 量	〇〇個	
賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存	
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	

乳児用の食品の表示例（省略規定②）

省略規定③ ベビーフードという用語が一般的により乳児向けと認知されていると考えられるため。



名 称	粉末ベビーフード
原 材 料 名	ほうれん草ペースト、乳糖、デキストリン、ポテトパウダー、にんじん、グリーンピースペースト、・・・・
内 容 量	〇〇〇g
賞 味 期 限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保 存 方 法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

省略規定④ 乳児向けであることが判別できる表示が付されているため。



種 類 別	調製粉乳
主要混合物	乳又は乳製品以外の乳成分（乳糖、乳清たんぱく質、カゼイン） 30.3% 乳脂肪以外の脂肪（パーム核油、パーム油、大豆油、精製魚油） 21.4% 乳糖以外の糖（デキストリン） 12.8%
原 材 料 名	乳糖、植物油（パーム核油、パーム油、大豆油）、脱脂粉乳、デキストリン、ホエイパウダー、乳清たんぱく質濃縮物、カゼイン、全粉乳、精製魚油、炭酸Ca、リン酸Ca、塩化K、硫酸Mg、・・・・
内 容 量	〇〇〇g
賞 味 期 限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保 存 方 法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

消食表第45号
平成24年2月3日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

消費者庁長官

生食用食肉を取り扱う施設に対する表示基準に係る監視指導の徹底について

生食用食肉の表示基準の設定に伴い、平成23年9月22日付け消食表第402号により、生食用食肉を取り扱う全ての営業施設に対する生食用食肉の表示基準に係る周知・指導の徹底をお願いし、また、その監視指導の状況等について報告をお願いしていたところですが、今般、その監視指導の結果について別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

本監視指導の結果を踏まえ、引き続き下記により、生食用食肉の表示基準に係る監視指導の実施をよろしくお願いします。

記

- 1 今回の監視指導の際、生食用食肉の表示基準に適合しなかった施設が生食用食肉の取扱いを再開する場合にあっては、生食用食肉に係る表示基準を遵守するよう監視指導を徹底すること。
- 2 生食用食肉を取り扱う施設（新たに提供を開始する施設を含む。）については、引き続き、生食用食肉の表示基準に係る監視指導を行い、同表示基準が遵守されるよう重ねて指導するとともに、講習会の開催などにより、同表示基準の周知・徹底を図ること。

(別紙)

生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果（概要）

1 生食用食肉を取り扱っている施設数（「取扱施設数」）

（注：割合は営業許可施設数に対する割合）

	飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計	
	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)
営業許可施設数	1,390,407	—	9,686	—	130,077	—	1,530,170	—
取扱施設数	322	0.0	8	0.1	103	0.1	433	0.0

2 生食用食肉に係る表示基準に適合している施設数（「適合施設数」）、適合していない施設数（「不適合施設数」）、適合していない施設のうち改善した施設数（「改善施設数」）

（注：割合は取扱施設数に対する割合）

	飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計	
	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)
取扱施設数	322	—	8	—	103	—	433	—
適合施設数※ ¹	22	6.8	5	62.5	5	4.9	32	7.4
不適合施設数※ ²	300	93.2	3	37.5	98	95.1	401	92.6
改善施設数※ ³	5	—	0	—	0	—	5	—

※¹ 「適合施設」とは、必要な表示事項を全て満たしている施設。

※² 「不適合施設」とは、必要な表示事項の一部又は全てを満たしていない施設。

※³ 「不適合施設」のうち、改善した5施設以外の施設については、生食用食肉の取扱いの中止を指導。

3 表示事項ごとの適合状況※

(注:割合は、施設の合計数に対する適合施設数と不適合施設数の割合)

	表示事項	適合		不適合		合計 (施設数)
		施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	
生食用食肉(容器包装に入れられたものを除く。)を販売する施設	一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨	29	8.1	331	91.9	360
	子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨	31	8.6	329	91.4	360
生食用食肉(容器包装に入れられたもの)を販売する施設	生食用である旨	21	22.6	72	77.4	93
	と畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称	11	11.8	82	88.2	93
	加工施設の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称	15	16.1	78	83.9	93
	一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨	9	9.7	84	90.3	93
	子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨	9	9.7	84	90.3	93

※ 必要な表示事項ごとに、表示基準を満たしている施設数、満たしていない施設数をそれぞれ計上。

生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果(自治体別)

自治体名	1. 営業許可施設数				2. 生食用食肉を取り扱っている施設数				3. 生食用食肉に係る表示基準に適合している施設数								3. 生食用食肉に係る表示に基準適合していない施設数								3. 適合していない施設のうち改善した施設数			
	飲食店 営業	食肉 処理業	食肉 販売業	合計	飲食 店営 業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	合計	飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計		飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計		飲食 店営 業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	合計
									施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)				
北海道	31,953	504	4,334	36,791	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
青森県	13,394	61	1,704	15,159	3	0	0	3	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	3	100.0%	0	-	0	-	3	100.0%	0	0	0	0
岩手県	8,916	111	1,330	10,357	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
宮城県	10,105	99	1,475	11,679	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
秋田県	7,622	110	1,389	9,121	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
山形県	12,198	124	1,541	13,863	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
福島県	13,455	89	1,791	15,335	7	0	0	7	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	7	100.0%	0	-	0	-	7	100.0%	0	0	0	0
茨城県	28,297	199	1,027	29,523	10	0	0	10	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	10	100.0%	0	-	0	-	10	100.0%	0	0	0	0
栃木県	16,049	62	1,717	17,828	12	0	0	12	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	12	92.3%	0	-	0	-	12	92.3%	0	0	0	0
群馬県	12,495	171	2,096	14,762	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
埼玉県	41,224	305	4,513	46,042	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
千葉県	36,704	260	3,879	40,843	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
東京都※	179,112	898	12,555	192,565	72	1	12	85	0	0.0%	1	100.0%	1	8.3%	2	2.4%	72	100.0%	0	0.0%	11	91.7%	83	97.6%	0	0	0	0
神奈川県	22,126	114	2,089	24,329	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
新潟県	15,462	204	1,984	17,650	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
富山県	6,124	34	644	6,802	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
石川県	7,589	30	777	8,396	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
福井県	10,604	60	1,044	11,708	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
山梨県	12,706	26	1,223	13,955	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
長野県	27,685	189	2,247	30,121	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
岐阜県	17,517	210	2,036	19,763	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
静岡県	29,482	138	2,041	31,661	0	0	2	2	0	-	0	-	0	0.0%	0	0.0%	0	-	0	-	2	100.0%	2	100.0%	0	0	0	0
愛知県	31,885	273	3,388	35,546	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
三重県	18,559	139	1,809	18,507	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
滋賀県	9,230	47	1,339	10,616	5	0	1	6	5	100.0%	0	-	1	100.0%	6	100.0%	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0
京都府	10,077	53	1,244	11,374	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
大阪府	35,767	343	3,312	39,422	11	1	18	30	0	0.0%	1	100.0%	1	5.6%	2	6.7%	11	100.0%	0	0.0%	17	94.4%	28	93.3%	0	0	0	0
兵庫県	22,447	205	2,444	25,096	1	0	2	3	0	0.0%	0	-	1	50.0%	1	33.3%	1	100.0%	0	-	1	50.0%	2	66.7%	0	0	0	0
奈良県	7,781	59	927	8,767	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
和歌山県	7,702	44	870	8,616	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
鳥取県	6,125	83	695	6,903	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
島根県	6,759	69	1,136	7,964	6	0	0	6	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	6	100.0%	0	-	0	-	6	100.0%	0	0	0	0
岡山県	6,411	49	1,281	7,741	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
広島県	8,672	55	1,406	10,133	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
山口県	11,694	58	1,451	13,203	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
徳島県	8,767	95	815	9,677	6	0	0	6	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	6	100.0%	0	-	0	-	6	100.0%	0	0	0	0
香川県	5,972	143	694	6,809	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
愛媛県	9,939	87	1,267	11,293	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
高知県	5,854	47	795	6,696	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
福岡県	18,537	142	2,291	20,970	10	1	2	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	100.0%	1	100.0%	2	100.0%	13	100.0%	0	0	0	0
佐賀県	9,382	128	1,071	10,581	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
長崎県	6,160	74	1,066	7,300	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
熊本県	10,428	112	1,911	12,451	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0

自治体名	1. 営業許可施設数				2. 生食用食肉を取り扱っている施設数				3. 生食用食肉に係る表示基準に適合している施設数								3. 生食用食肉に係る表示に基準適合していない施設数								3. 適合していない施設のうち改善した施設数			
	飲食店 営業	食肉 処理業	食肉 販売業	合計	飲食 店 営業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	合計	飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計		飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計		飲食 店 営業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	合計
									施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)				
大分県	8,919	70	1,015	10,004	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
宮崎県	8,518	171	1,217	9,906	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
鹿児島県	13,415	218	2,372	16,005	2	0	0	2	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	2	100.0%	0	-	0	-	2	100.0%	0	0	0	0
沖縄県	26,852	94	1,519	28,465	8	0	2	10	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	0	-	2	100.0%	10	100.0%	0	0	0	0
函館市	4,064	13	406	4,483	2	1	0	3	1	50.0%	1	100.0%	0	-	2	66.7%	1	50.0%	0	0.0%	0	-	1	33.3%	0	0	0	0
小樽市	1,883	19	152	2,054	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
札幌市	18,118	131	1,726	19,975	1	0	1	2	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	-	1	100.0%	2	100.0%	0	0	0	0
旭川市	4,067	62	369	4,498	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
青森市	4,583	8	390	4,981	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
盛岡市	3,390	17	296	3,703	4	0	0	4	1	25.0%	0	-	0	-	1	25.0%	3	75.0%	0	-	0	-	3	75.0%	0	0	0	0
仙台市	7,435	28	695	8,158	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
秋田市	3,439	26	369	3,834	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
郡山市	3,513	35	412	3,960	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
いわき市	4,087	28	389	4,504	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
宇都宮市	5,027	24	155	5,206	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
前橋市	3,971	57	392	4,420	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
高崎市	4,090	30	136	4,256	14	0	0	14	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	14	100.0%	0	-	0	-	14	100.0%	0	0	0	0
さいたま市	9,442	47	894	10,383	5	0	0	5	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	5	100.0%	0	-	0	-	5	100.0%	0	0	0	0
川越市	2,699	17	264	2,980	6	0	0	6	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	6	100.0%	0	-	0	-	6	100.0%	0	0	0	0
千葉市	8,498	49	795	9,342	8	0	1	9	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	0	-	1	100.0%	9	100.0%	0	0	0	0
船橋市	4,444	32	434	4,910	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
柏市	3,134	16	214	3,364	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
川崎市	10,874	80	281	11,235	9	0	3	12	1	11.1%	0	-	0	0.0%	1	8.3%	8	88.9%	0	-	3	100.0%	11	91.7%	0	0	0	0
相模原市	5,348	27	580	5,955	0	0	1	1	0	-	0	-	0	0.0%	0	0.0%	0	-	0	-	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0	0
横浜市	28,663	122	2,700	31,485	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
横須賀市	3,858	21	353	4,232	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
藤沢市	3,491	16	306	3,813	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
新潟市	7,649	86	805	8,540	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
富山市	4,552	11	422	4,985	4	0	0	4	4	100.0%	0	-	0	-	4	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	0	0	0	0
金沢市	6,287	19	184	6,490	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
長野市	4,862	21	371	5,254	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
岐阜市	5,715	15	164	5,894	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
静岡市	9,114	49	592	9,755	4	0	0	4	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	4	100.0%	0	-	0	-	4	100.0%	0	0	0	0
浜松市	8,549	62	697	9,308	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
豊橋市	3,812	65	375	4,252	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
岡崎市	3,010	23	329	3,362	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
名古屋市	33,985	167	2,332	36,484	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
豊田市	3,411	34	416	3,861	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
四日市市	3,437	32	100	3,569	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
大津市	2,976	7	317	3,300	3	0	1	4	1	33.3%	0	-	0	0.0%	1	25.0%	2	66.7%	0	-	1	100.0%	3	75.0%	0	0	0	0
京都市	22,495	135	1,425	24,055	6	1	2	9	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	100.0%	1	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	0	0	0	0
大阪市	64,858	244	3,203	68,305	19	0	18	37	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	19	100.0%	0	-	18	100.0%	37	100.0%	0	0	0	0
高槻市	2,495	18	222	2,735	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
東大阪市	5,148	32	423	5,603	3	0	2	5	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0	-	2	100.0%	5	100.0%	0	0	0	0
堺市	7,528	60	628	8,216	2	0	9	11	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	-	9	100.0%	11	100.0%	0	0	0	0
神戸市	20,242	81	1,315	21,638	10	2	8	20	4	40.0%	1	50.0%	1	12.5%	6	30.0%	6	60.0%	1	50.0%	7	87.5%	14	70.0%	1	0	0	1

自治体名	1. 営業許可施設数				2. 生食用食肉を取り扱っている施設数				3. 生食用食肉に係る表示基準に適合している施設数								3. 生食用食肉に係る表示に基準適合していない施設数								3. 適合していない施設のうち改善した施設数			
	飲食店 営業	食肉 処理業	食肉 販売業	合計	飲食 店営 業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	合計	飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計		飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計		飲食 店営 業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	合計
									施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)	施設 数	割合 (%)				
尼崎市	5,915	14	404	6,333	1	0	0	1	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	0	0	0	0
西宮市	3,844	13	316	4,173	4	0	0	4	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	4	100.0%	0	-	0	-	4	100.0%	0	0	0	0
姫路市	6,200	25	511	6,736	5	1	1	7	1	20.0%	1	100.0%	0	0.0%	2	28.6%	4	80.0%	0	0.0%	1	100.0%	5	71.4%	4	0	0	4
奈良市	3,449	6	265	3,720	4	0	1	5	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	-	1	100.0%	5	100.0%	0	0	0	0
和歌山市	4,452	5	362	4,819	6	0	0	6	2	33.3%	0	-	0	-	2	33.3%	4	66.7%	0	-	0	-	4	66.7%	0	0	0	0
岡山市	7,937	31	748	8,716	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
倉敷市	4,247	1	412	4,660	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	0.0%	0	-	0	-	0	-	0	0.0%	0	0	0	0
福山市	4,621	11	469	5,101	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
広島市	13,985	108	1,137	15,230	12	0	7	19	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	12	100.0%	0	-	7	100.0%	19	100.0%	0	0	0	0
呉市	2,252	19	315	2,586	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
下関市	3,015	9	281	3,305	0	0	2	2	0	-	0	-	0	0.0%	0	0.0%	0	-	0	-	2	100.0%	2	100.0%	0	0	0	0
高松市	4,916	44	410	5,370	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
松山市	5,966	37	392	6,395	2	0	0	2	1	50.0%	0	-	0	-	1	50.0%	1	50.0%	0	-	0	-	1	50.0%	0	0	0	0
高知市	5,130	14	312	5,456	10	0	0	10	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	10	100.0%	0	-	0	-	10	100.0%	0	0	0	0
北九州市	12,112	73	924	13,109	7	0	5	12	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	7	100.0%	0	-	5	100.0%	12	100.0%	0	0	0	0
福岡市	20,500	48	1,611	22,159	6	0	2	8	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%	6	100.0%	0	-	2	100.0%	8	100.0%	0	0	0	0
久留米市	3,840	19	319	4,178	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
大牟田市	1,524	4	129	1,657	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
長崎市	4,882	11	443	5,336	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
佐世保市	2,667	28	109	2,804	1	0	0	1	0	0.0%	0	-	0	-	0	0.0%	1	100.0%	0	-	0	-	1	100.0%	0	0	0	0
熊本市	8,409	47	751	9,207	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
大分市	5,120	43	454	5,617	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
宮崎市	5,490	44	501	6,035	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
鹿児島市	7,020	110	703	7,833	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
合計	1,390,407	9,686	130,077	1,530,170	322	8	103	433	22	6.8%	5	62.5%	5	4.9%	32	7.4%	300	93.2%	3	37.5%	98	95.1%	401	92.6%	5	0	0	5

※八王子市、町田市及び特別区を含む。